

海外募集型企画旅行取引条件書

旅行企画・実施：株式会社アクト・ユートラベル

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となるものです。

本旅行条件書に定めのない事項については、旅行業法その他の関係法令及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の定めによります。

第1章 総則（提案）

第1条（適用範囲）

この旅行条件書は、株式会社アクト・ユートラベル（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する**海外募集型企画旅行**に適用されます。

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部を構成するものです。

この旅行条件書に定めのない事項については、旅行業法その他の関係法令及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

第2条（用語の定義）

この旅行条件書で使用する用語は、旅行業法、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）その他関係法令に定めるところによります。

なお、この旅行条件書において使用する次の用語は、それぞれ以下の意味を有します。

1. パンフレット等

パンフレット、ホームページその他当社が旅行内容を案内する募集広告をいいます。

2. 契約書面

旅行契約成立後に当社がお客様へ交付する旅行条件等を記載した書面をいいます。

3. 確定書面

旅行開始前に交付する最終旅行日程表その他旅行サービスの内容を確定した書面をいいます。

第3条（海外募集型企画旅行契約）

1. この旅行は、当社が企画・募集し実施する海外募集型企画旅行であり、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

2. 当社は、あらかじめ旅行日程、旅行サービスの内容及び旅行代金を定めた旅行計画を作成し、これに基づき旅行を実施します。

3. 当社は、お客様が契約書面及び確定書面に基づき旅行サービスの提供を受けられるよう、必要な手配及び旅程管理を行います。

第2章 お申込み及び契約の成立

第4条（募集広告及びパンフレット等）

1. 当社は、海外募集型企画旅行の内容、旅行日程、旅行代金その他の旅行条件を、パンフレット等によりご案内します。

2. パンフレット等、本旅行条件書、契約書面及び確定書面は、旅行契約の内容を構成するものとします。

3. パンフレット等と契約書面又は確定書面の内容が異なる場合は、契約書面及び確定書面を優先します。

第5条（お申込み）

1. お客様は、当社所定の申込書その他当社が認める方法により旅行契約をお申し込みいただきます。

2. お申込みの際には、当社所定の申込金を申し受ける場合があります。

3. 申込金は、旅行代金、お取消料又は違約料の一部として取り扱います。

4. 健康を害している方、車椅子をご利用の方、妊娠中の方その他特別な配慮を必要とされる方は、お申込み時にその旨をお申し出ください。

5. 当社は、可能かつ合理的な範囲で前項のお申し出に対応します。ただし、そのために必要となる費用は、お客様のご負担となる場合があります。

第6条（電話・インターネット等による予約）

1. 当社は、電話、郵便、電子メール、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付ける場合があります。

2. 前項の予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が定める期間内に所定のお申込み手続を完了していただくことにより旅行契約の締結手続を行います。

3. 当社が定める期間内にお申込み手続が行われなかった場合は、その予約はなかったものとして取り扱うことがあります。

第7条（旅行契約締結の拒否）

当社は、旅行業約款に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅行契約の締結をお断りすることがあります。

1. パンフレット等に明示した参加条件を満たしていないとき。
2. 募集人員に達したとき。
3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
4. 通信契約において、クレジットカードによる決済ができないとき。
5. お客様が反社会的勢力に該当すると認められるとき又は当社に対して暴力的要求その他不当な要求を行ったとき。
6. その他、旅行業約款に定める事由又は当社の業務上やむを得ない事由があるとき。

第8条（旅行契約の成立）

1. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
2. 通信契約の場合は、当社が契約締結を承諾する旨を通知し、その通知がお客様に到達した時に成立します。

第9条（契約書面の交付）

1. 当社は、旅行契約成立後、速やかに契約書面を交付します。
2. 契約書面には、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件を記載します。
3. 本旅行条件書及びパンフレット等は、契約書面と一体となって旅行契約の内容を構成します。

第10条（確定書面の交付）

1. 契約書面交付時に旅行日程、利用運送機関、宿泊機関その他旅行サービスの内容が確定していない場合は、旅行開始日前までに確定書面（最終旅行日程表）を交付します。
2. 当社が手配及び旅程管理を行う旅行サービスの内容は、確定書面に記載したところによります。
3. お客様からお問い合わせがあった場合は、確定書面交付前であっても、可能な範囲で手配状況をご案内します。

第11条（情報通信技術を利用する方法）

当社は、お客様の承諾を得た場合は、契約書面、確定書面その他契約関係書面を電子メールその他の情報通信技術を利用する方法により交付することがあります。この場合は、当該書面を交付したものとして取り扱います。

第3章 旅行代金及び契約内容の変更

第12条（旅行代金）

1. 旅行代金は、パンフレット等に記載された金額によります。
2. 旅行代金のお支払期限は、契約書面又はパンフレット等に記載するところによります。
3. 追加代金又は割引代金が設定されている場合は、パンフレット等にその内容を表示します。

第13条（旅行代金に含まれるもの）

旅行代金には、特に表示のある場合を除き、次の費用が含まれます。

1. 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道、バスその他運送機関の運賃及び料金
2. 旅行日程に明示した宿泊料金
3. 旅行日程に明示した食事料金
4. 旅行日程に明示した観光料金及び入場料
5. 添乗員同行コースにおける添乗員経費
6. 団体行動中に必要となる費用
7. その他パンフレット等に旅行代金へ含まれる旨を表示した費用

お客様のご都合により旅行サービスをご利用になられなかった場合でも、原則として払い戻しはいたしません。

第14条（旅行代金に含まれないもの）

前条に定めるもののほか、次の費用は旅行代金には含まれません。

1. 旅券（パスポート）取得費用及び査証（ビザ）取得費用
2. 海外空港諸税、国際観光旅客税その他租税、公課等（旅行代金に含む旨を表示した場合を除きます。）
3. 超過手荷物料金
4. クリーニング代、電話代、飲食代その他個人的性質の費用

5. 傷害又は疾病に関する医療費
6. 海外旅行保険料
7. 希望者のみ参加されるオプションツアー等の費用
8. ご自宅から集合場所及び解散場所までの交通費等

第15条（追加代金及び割引代金）

1. 追加代金とは、一人部屋利用追加代金、延泊代金、航空座席クラス変更代金その他パンフレット等に追加代金として表示した費用をいいます。
2. 割引代金とは、早期申込割引その他パンフレット等に割引代金として表示した費用をいいます。
3. こども代金及び幼児代金の適用条件は、パンフレット等に記載するところによります。

第16条（契約内容の変更）

1. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関又は宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため、やむを得ないときは旅行契約の内容を変更することがあります。
2. 前項の場合は、変更理由及び変更内容をお客様へご説明します。ただし、緊急やむを得ない場合は変更後にご説明することがあります。

第17条（旅行代金の変更）

当社は、次の各号に該当する場合は旅行代金を変更することがあります。

1. 運送機関の運賃又は料金が著しい経済情勢の変化等により増減した場合
2. 契約内容の変更に伴い旅行実施費用が増減した場合
3. 利用人員を旅行代金の算出基礎としている旅行で、その人数が変更となった場合

旅行代金を増額する場合は、旅行開始日前までにその内容をご案内します。

第18条（旅行者の交替）

1. お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を第三者へ譲渡することができます。
2. 旅行者の交替に伴い必要となる手数料又は実費については、お客様にご負担いただく場合があります。
3. 運送機関その他関係機関の都合により旅行者の交替ができない場合があります。

第4章 契約の解除

第19条（お客様による旅行開始前の契約解除）

1. お客様は、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合は、当社所定の取消料をお支払いいただきます。
2. 取消料は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の定めによります。
3. 次の各号に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - (1) 旅行契約の重要な内容が変更されたとき。
 - (2) 旅行代金が増額されたとき。
 - (3) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の事由により、安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり、又はそのおそれが極めて大きいとき。
 - (4) 当社が所定の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程どおりの旅行が実施できなくなったとき。

第20条（お客様による旅行開始後の契約解除）

1. お客様のご都合により旅行契約を解除又は旅行を離団された場合は、お客様の権利放棄として取り扱い、未利用となった旅行サービスについては原則として払い戻しいたしません。
2. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合は、当該旅行サービスに係る部分について旅行契約を解除することができます。
3. 前項の場合、当社は、提供を受けられなかった旅行サービスに係る費用から、取消料その他必要な費用を差し引いた金額を払い戻します。

第21条（当社による旅行開始前の契約解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

1. お客様がパンフレット等に明示した参加条件を満たしていないことが判明したとき。
2. お客様が健康上その他の理由により旅行に耐えられないと認められるとき。

3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
4. お客様が契約内容について合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
5. 最少催行人員に達しなかったとき。
6. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の運休又は欠航、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により、安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり、又はそのおそれが極めて大きいとき。
7. お客様が反社会的勢力に該当すると認められたとき。
8. 旅行代金を所定の期日までにお支払いいただけなかったとき。

第22条（当社による旅行開始後の契約解除）

当社は、旅行開始後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。

1. お客様が疾病その他の事由により旅行の継続が困難となったとき。
2. お客様が添乗員、現地係員その他当社係員の指示に従わず、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
3. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の運休その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が困難となったとき。
4. お客様が反社会的勢力に該当すると認められたとき。

第23条（旅行代金の払戻し）

1. 当社は、旅行契約が解除され旅行代金を払い戻す必要が生じた場合は、旅行業約款に定める期間内に払い戻します。
2. 払戻しにあたっては、取消料、違約料その他旅行契約に基づきお客様にご負担いただく費用を差し引きます。

第24条（帰路手配）

旅行開始後に旅行契約が解除された場合で、お客様からご依頼があったときは、当社は、お客様のご負担により帰路に必要な旅行サービスの手配を行います。

第5章 団体・グループ契約

第25条（団体・グループ契約）

1. 当社は、同一の行程を同時に旅行する複数のお客様が、その責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めてお申し込みいただく場合は、契約責任者との間で旅行契約を締結します。
2. 契約責任者は、構成員に関する一切の代理権を有するものとみなし、旅行契約に関する手続は、契約責任者を通じて行います。
3. 契約責任者が旅行に同行しない場合は、あらかじめ当該団体又はグループにおいて選任された構成員を契約責任者とみなします。

第6章 旅程管理

第26条（旅程管理）

1. 当社は、お客様が契約内容に従った旅行サービスの提供を円滑に受けられるよう、必要な手配及び旅程管理を行います。
2. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の運休又は欠航、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合は、お客様の安全確保を最優先とし、必要に応じて旅行日程、旅行サービスその他契約内容を変更することがあります。
3. 前項の場合は、変更理由及び変更内容について、お客様へご説明します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第27条（添乗員等）

1. 添乗員が同行する旅行には、パンフレット等にその旨を表示します。
2. 添乗員は、契約内容に従って旅行を安全かつ円滑に実施するため、旅程管理業務その他必要な業務を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行では、現地係員又は現地連絡先が必要なご案内を行います。
4. 添乗員その他当社係員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。

第28条（旅行中のお客様へのお願い）

1. 旅行開始後から旅行終了までの間、団体行動をお願いする旅行では、添乗員、現地係員その他当社係員の案内及び指示にご協力をお願いします。
2. 旅行中に事故、疾病その他旅行の継続に支障を生じる事由が発生した場合は、速やかに添乗員、現地係員又は当社へお申し出ください。
3. 旅行中に契約内容と異なる旅行サービスの提供を受けたと認められる場合は、旅行地において速やかに添乗員、現地係員、旅行サービス提供機関又は当社へお申し出ください。

第7章 当社の責任等

第29条（当社の責任）

1. 当社は、旅行契約の履行にあたり、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様へ損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社へ通知があった場合に限り、その損害を賠償します。

2. 手荷物について損害が生じた場合は、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内に当社へ通知があった場合に限り、その損害を賠償します。

3. 次の各号に掲げる事由により生じた損害については、当社に故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。

(1) 天災地変

(2) 戦乱

(3) 暴動

(4) 運送機関又は宿泊機関等の事故、火災又は旅行サービスの提供中止

(5) 官公署の命令

(6) 出入国規制

(7) 感染症による隔離

(8) 自由行動中の事故

(9) 食中毒

(10) 盗難

(11) 運送機関等の遅延、運休、欠航、スケジュール変更等

(12) その他当社の関与し得ない事由

第30条（特別補償）

1. 当社は、当社旅行業約款特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に損害を被った場合は、所定の補償金又は見舞金をお支払いします。

2. 補償金及び見舞金の支払対象、支払額その他必要な事項は、当社旅行業約款特別補償規程によります。

3. 当社が企画・実施するオプションツアーは、旅行業約款に定める場合を除き、本旅行契約の一部として取り扱います。

第31条（旅程保証）

当社は、旅行契約の内容に重要な変更が生じた場合は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の旅程保証の規定に基づき、変更補償金をお支払いします。

ただし、変更補償金の支払対象とならない場合については、当社旅行業約款の定めによります。

第32条（お客様の責任）

1. お客様は、旅行契約の内容及び旅行条件を十分ご確認のうえ、旅行へご参加ください。
2. 旅行開始後、契約書面と異なる旅行サービスの提供を受けたと認められる場合は、速やかに添乗員、現地係員、旅行サービス提供機関又は当社へお申し出ください。
3. お客様の故意若しくは過失、法令若しくは公序良俗に反する行為又は旅行業約款に違反する行為により当社が損害を被った場合は、その損害を賠償していただくことがあります。

第8章 渡航手続及びその他のご案内

第33条（旅券・査証等の渡航手続）

1. 海外旅行に必要な旅券（パスポート）、査証（ビザ）、再入国許可その他の渡航手続は、お客様ご自身の責任においてご確認及び取得していただきます。
2. 当社は、お客様からのご依頼により、別途契約のうえ渡航手続の一部を代行する場合があります。この場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
3. 旅券の残存有効期間、査証の要否その他渡航条件は、渡航先及び利用航空会社等により異なりますので、必ず最新の情報をご確認ください。

第34条（保健衛生及び海外安全情報）

1. 渡航先の衛生状況、感染症情報その他保健衛生に関する情報については、関係行政機関等が提供する最新情報をご確認ください。
2. 渡航先によっては、外務省による海外安全情報又は危険情報が発出されている場合がありますので、ご出発前に必ずご確認ください。
3. 当社は、お客様の安全確保を最優先とし、必要に応じて旅行内容の変更又は旅行の中止等の措置を講じることがあります。

第35条（海外旅行保険）

海外旅行中は、疾病、傷害、盗難その他予期しない事故により、高額な治療費、救援費用又は損害賠償責任が生じる場合があります。

安心してご旅行いただくため、当社は十分な補償内容を備えた海外旅行保険への加入をおすすめします。

第36条（お買物について）

1. 旅行中、お客様の便宜を図るため、土産物店等へご案内する場合があります。
2. 商品の購入は、お客様ご自身の判断と責任において行っていただきます。
3. 商品の交換、返品その他売買契約に関する事項は、お客様と販売店との間で直接ご対応いただきます。

第37条（事故等のお申出）

旅行中に事故、疾病その他旅行サービスに関する支障が生じた場合は、速やかに添乗員、現地係員、旅行サービス提供機関又は当社へお申し出ください。

第38条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、旅行契約の履行、旅行サービスの手配、渡航手続、緊急時の対応その他旅行業務の遂行に必要な範囲で利用します。
2. 当社は、旅行サービスの提供に必要な範囲で、お客様の個人情報を運送機関、宿泊機関、現地手配会社その他関係機関へ提供する場合があります。
3. 個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページに掲載するプライバシーポリシーによります。

第39条（旅行業約款）

この旅行条件書に定めのない事項については、旅行業法その他関係法令及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の定めによります。

第40条（旅行条件の基準日）

この旅行条件書は、**2026年7月1日現在の旅行業法、当社旅行業約款及び関係法令等に基づき**作成しています。